

八王子市市民参加条例の適切な運用 について（答申）

平成26年11月

八王子市市民参加推進審議会（第3期）

八王子市市民参加条例の適切な運用 について（答申）

平成26年11月

八王子市市民参加推進審議会（第3期）

平成26年11月18日

八王子市長 石森 孝志 様

八王子市市民参加推進審議会
会長 進邦 徹夫

八王子市市民参加条例の適切な運用について（答申）

平成25年1月8日付24八政政発第149号により、八王子市市民参加推進審議会は、下記事項について諮問を受けました。以来、私たちは、2年にわたり、全8回の会議を開催し、本市における町会・自治会活動の先行事例の視察及び情報収集、市の関係部署との意見交換等により、それぞれの諮問事項における、さらなる市民参加の推進を図るための方策を議論してきました。

このたび、私たちは、次のとおり意見を取りまとめましたので、答申します。

<諮問事項>

- 1 市民参加条例の運用状況の検証について
- 2 町会・自治会活動や市民活動のさらなる活性化について

目 次

I	はじめに	1
II	市民参加条例の運用状況の検証について	2
	1. 市民参加条例の運用状況について	
	2. 市民参加条例の運用上改善が求められること	
	(1) パブリックコメントについて	
	(2) 市民参加事業の評価について	
	(3) 市民の意見を吸い上げる工夫を	
	(4) 市民が参加したくなる工夫を	
III	町会・自治会活動や市民活動のさらなる活性化について	6
	1. 市民参加のまちづくりに向けて	
	(1) 地域の一員として地域のことは自分たちで解決する	
	(2) 担い手の確保	
	①シニア世代の市民参加促進	
	②女性の社会参加促進	
	2. 町会・自治会活動、市民活動のさらなる活性化	
	(1) 町会・自治会活動のさらなる活性化	
	①運営側への女性の参加促進	
	②運営の効率化と次代への継承	
	(2) 市民活動のさらなる活性化	
	①参加しやすく、つながりを創出する市民活動	
	②中間支援組織等の活用	
	③財源確保	
	(3) 町会・自治会等の地縁組織と市民活動等のテーマ型組織の協働	
	3. 活動の活性化に向けて市が取り組むべき方策	
	(1) 市民との双方向の情報共有	
	(2) 地域の人材や活動団体など地域の資源を生かす工夫	
	(3) 中間支援組織の活用と市民活動拠点の再構築	
	(4) 有償ボランティアについて	
IV	おわりに	16

附属資料

- 1 諮問書…………… 附-1
- 2 第3期八王子市市民参加推進審議会委員名簿…………… 附-3
- 3 審議経過…………… 附-4
- 4 八王子市市民参加条例…………… 附-5
- 5 八王子市市民参加条例施行規則…………… 附-9

参考資料

- 平成24年度市民参加に関する調査及び市民参加条例の運用に関するまとめ
…………… 参-1

I はじめに

第3期八王子市市民参加推進審議会（以下「本審議会」という）は、八王子市市民参加条例（以下「市民参加条例」という）第11条の規定に基づき、市民参加条例の適切な運用と市民参加の推進を図るため、市長の附属機関として設置され、平成25年1月に市長から諮問を受けた。諮問事項と諮問理由は附属資料1「諮問書」のとおりである。

本審議会は、この諮問事項についての意見をまとめるにあたり、2年間にわたり視察を含め8回の会議を重ねて検討を行った。第2期審議会同様、市民参加を市政への参加に限定せず、「市民が地域社会の創造に主体的にかかわっていく営み」と広くとらえ、市民の立場から市民参加についての議論を展開した。会議では小グループに分かれての議論を何度も行い、様々な立場の委員が限られた時間の中で十分に発言し、お互いの率直な思いを伝え合った。生活に密着した体験に基づく議論を展開し、一部の限られた人ではなく、市民のだれもが参加しやすい市民参加を念頭に、諮問事項への対応策を話し合った。その成果をまとめたものが本書である。

本審議会の任期中、本市は大きな転換点を迎えた。平成25年4月には、「人とひととの支え合い、つながり」と、市民・行政の互いの役割と責任ある行動による「協働」を二本の柱とした基本構想・基本計画「八王子ビジョン 2022」がスタートした。この計画は、市民5,000人を対象としたアンケート調査をもとに、184名の市民からなる「八王子ゆめおり会議 2011」において232回もの会議を経て素案を策定し、その素案を最大限尊重して策定された計画である。計画の策定にあたっては、素案の反映状況について意見を求める市民委員会の設置やパブリックコメントの実施など、様々な手法により多くの市民が参加しているほか、計画の中には施策ごとに市民が担うべき役割も明記されているのが特徴である。

さらに、『自らのまちは自ら決める』という地方分権の考えにもとづき、市政の自主性、自立性を高めるため、平成27年4月の中核市への移行が決定した。中核市になることで、東京都から様々な事務権限が移譲され、その権限を活用してこれまでよりも地域に即した行政運営が可能となる。この機会をとらえて、市民参加の一層の推進と市政全般のレベルアップを図るべきである。

以上の状況を踏まえ、現在を生きる我々だけではなく、これから生まれ来る子どもたちが笑顔で暮らせるまちをつくるために、各諮問事項別に本推進審議会としての意見を述べる。

Ⅱ 市民参加条例の運用状況の検証について

1. 市民参加条例の運用状況について

市民参加条例では、その運用状況や効果等について継続的に検証し、必要に応じて見直しを行うこととしている。そこで本審議会では、平成 23 年度及び 24 年度の庁内各部署における市民参加条例の運用状況についての調査を行い、市民参加の推進についての現状把握と、条例の運用状況の検証を行った。

調査によると、平成 23 年度、24 年度ともに、計画策定や条例の制定改廃等、市民参加条例第 6 条第 1 項で「必ず市民参加の手法を採用しなければならない」と規定されている案件（23 年度 77 件、24 年度 76 件）については、規定どおりすべて市民参加を実施していた。また、第 6 条 1 項以外の条例に定めのある事項についても、条例の規定どおりに運用がなされていた。

また、24 年度からは、上述した条例第 6 条 1 項で実施を義務付けられているものを含め、政策立案から実施段階までのすべてに調査範囲を拡大したところ、全体では 308 事業で 392 件の市民参加を実施していたとのことであった。今後も市政への市民参加の全体像が把握できるよう、調査を継続する必要がある。

平成 26 年第 3 回市議会定例会に、中核市関連条例を中心とする 45 件の条例制定・改廃議案が上程された。上程に際しては、パブリックコメントの周知や意見募集を一元的に行うとともに、期間中に中核市制度と条例案についての説明会を市内各所で開催し、市民への情報提供と市民意見の収集に努めたとのことだった。多くの市民が、「中核市になったことで、自分たちのまちのことが自分たちで決められるようになって良かった」と思えるように、今後も市民が市政に参加しやすい環境づくりを進めてほしい。

市民参加による行政運営を進めていく上では、職員が市民参加の重要性や効果について十分に理解することが必要であり、職員の人材育成研修を継続的に実施することが不可欠である。平成 23 年に初めて実施した、若手職員を対象とした市民参加の推進に関する研修は、24 年度以降は市民参加と協働に関する研修を一体として実施し、回を重ねてきた。また、25 年度には、中核市移行を踏まえたパワーアップ研修を、主査職全員を対象に実施したとのことである。市民参加の推進は、職員一人ひとりの意識に大きく左右される。職員が、市民参加の意義や効果を理解し、今後も全庁一丸となって市民参加を推進していくため、研修のさらなる充実が必要である。

以下、市民参加条例の適切な運用の視点で改善が必要と思われることについて、本審議会の意見を述べる。

2. 市民参加条例の運用上改善が求められること

(1) パブリックコメントについて

パブリックコメントは、市民参加の手法として行政側には認識されているが、寄せられる意見の数から考えると、多くの市民にとっては、依然として身近なものとはなっていないようだ。行政側は、「パブリックコメント」という言葉自体が市民にまだ浸透しきっていないことにも配慮し、市民感覚を敏感にとらえたわかりやすい周知を行ってほしい。

パブリックコメントに対して、より多くの市民に関心を持ってもらうには、説明会などの手法と組み合わせて行うことも効果的である。その際も、単なる「〇〇説明会」ではなく、ターゲットとする市民にとって関心の高い話題を取り上げ、「〇〇について話し合いましょう」といったテーマ設定で行うなどの工夫が必要である。また、市民の関心が高まらない理由の一つとして、意見が反映される余地が少ないため、意見を提出する意欲につながらない現状がある。今後は、パブリックコメントが単なる「形式的な手続き」にならないよう、パブリックコメントを実施した時期が適切であったか、意見がどの程度反映されたかなどについても検証が必要である。

(2) 市民参加事業の評価について

現状では、各事業での市民参加を実施した結果については、各所管課で自己評価を行っている。

自己評価では、市民の立場に立った公正な評価をするには、どうしても限界がある。多くの事業で市民参加の手法を実施するようになってきたからこそ、事業と実施した市民参加手法の組み合わせや、市民参加を実施した効果などについても、本審議会など、第三者による評価を進める必要がある。

また、評価方法の一つとして、市民参加による事業を実施した後に、「参加した市民」の満足度調査と「事業を担当した職員」の意識調査を行ってはどうか。

市民満足度調査は、行政評価ではよく使われる手法である。参加した市民の満足度を調査し、満足度を高めるような工夫を行うことで、また参加したいというリーダーをつくり、今度は仲間を誘って参加したいという裾野を広げる効果が期待できる。

あわせて職員の意識についても調査し、市民参加で事業を進めたことで職員が充実感ややりがいを感じたかどうかを検証してはどうか。市民参加が職員にとって単なる義務や負担になっているとすれば、市民参加を実施した効果も上がらず、参加した市民の満足度も決して上がらないはずである。

(3) 市民の意見を吸い上げる工夫を

市政への参加をした経験のない市民が、おしなべて市政についての関心が低いかと言えば決してそうではない。何かの機会で市民が集まると、市政について「こうすればいいのに」「こういうところが足りない」という話題になることはよくあり、その中で建設的な意見が交わされることもある。しかし、現状では、そうした意見を市に届けるまでのハードルがまだまだ高い。市民の日常の感覚を、意見として吸い上げる工夫が必要である。

そのための一つの方法としては、第2期審議会の答申でも提案したSNSの活用を進めるべきである。

市が平成25年11月にフェイスブック及びツイッターのアカウントを開設し、情報発信を開始したことは評価したい。今後は情報発信の段階から一歩進めて、情報収集のツールとしての活用を進めてもらいたい。

市がSNSに発信した様々な情報のうち、市民が関心を持った情報は、情報共有や市民同士の意見交換に活用される。また、その際に付けられたコメントは市民の貴重な生の声でもある。SNS上での市民のやり取りを分析することによって、市民の関心や意見をリアルタイムで把握することが可能になる。

また、職員が地域活動や市民活動にこれまで以上に主体的に関わり、その中で自然な形で市民の意見に耳を傾けることも必要である。職員は、業務の中で積極的に現場に足を運び市民と接する機会を増やすとともに、一人の市民としても市民参加を意識し、自分の地域の町会・自治会活動や興味のある市民活動に率先して参加してほしい。

活動の担い手不足に悩む多くの地域にとって、様々なノウハウを持つ市の職員は、貴重な人材である。職員にとっては、日常的な地域活動を通して多くの市民と触れ合うことで地域の実情を知るとともに、市民感覚を磨くことができる。そして、市民と職員が同じ目線に立ち、地域の一員として一緒に活動することでお互いの理解が深まり、地域の活性化と市政への市民の声の反映という2つの効果が期待できる。地域にとっても職員や市政にとっても、職員が参加することのメリットは大きい。

(4) 市民が参加したくなる工夫を

市は、市民参加のハードルを下げる工夫をするとともに、参加のきっかけづくりとして、委員や意見の市民公募を行う際の周知方法や応募要件を工夫し、これまで市民参加の機会について知らなかった人たちの関心を喚起してほしい。

具体的には、従来の自発的な応募に加え、無作為抽出等により行政側から声かけをする機会を拡大したり、市主催の講座やイベントの参加者など、市政に少しでも関心を持ってくれた人に対して個別に案内をするなど、今までよりも積極的な働きかけを行い、市民が市政への参加に一步踏み出してもらえるようなきっかけづくりをする必要がある。

また、参加の継続性確保のためには、参加した市民に「参加できた」「自分の意見が市政に反映された」といった充実感を感じてもらうことが重要である。

会議形式のものについては、ワークショップなど楽しい雰囲気の中で一人ひとりが自由に発言できるような方法を取り入れ、コーチングやファシリテーションのスキルを身に付けた市民や職員が、参加者と一緒に会議を創りあげることも検討すべきである。そのためには、コーディネーターやファシリテーターを養成する必要がある。

市民参加条例では、政策の立案、実施及び評価の一連の過程において、市民が市政にかかわることを「市民参加」と定義している。企画段階から参加できる機会を増やすなど、その意欲に応えるような取り組みを進めてもらいたい。

また、アンケートや各種調査なども、協力した市民に対して、意見がどのように活用され、どのように市政に反映されたかをきちんと伝えていくことが、行政としての責任である。

いずれにしても、市は参加した市民が「また参加したい」と思えるような工夫をしなければならない。

Ⅲ 町会・自治会活動や市民活動のさらなる活性化について

1. 市民参加のまちづくりに向けて

第2期審議会答申を受け、人とひととがつながる地域社会の創出とそれぞれの地域社会への参加を促す効果が期待できる「町会・自治会活動や市民活動のさらなる活性化について」が今回の諮問内容である。

我が国では人口減少と少子高齢化が加速度的に進み、人口構造が大きく変わっている。国は65歳以上の高齢者人口を20歳～64歳の人口で支える割合について、昭和25年（1950年）は高齢者一人に対し10.0人だったが、平成72年（2050年）には1.2人になると推計している。これからの時代は、これまでのように若い世代が高齢者を支える社会のしくみは成立しない。人口増、税収増の時代に整えた、様々な社会のしくみを根底から見直す必要がある。

もともと人々は、地域社会の中で協力し合ってきた。地域社会の中では個人よりも全体の利益が優先される面もあったが、自らの地域のことは自らで解決できるよう、支え合いながら生活してきた。ところが、都市化が進展し、社会が豊かになる中で、自治体と地域、市民の役割意識が変わり、地域で解決すべき問題もその解決を行政に任せる事例の増加に象徴されるように、市民が地域社会の一員としての認識を持つ機会が減少してしまった。さらに、高齢化の影響もあり、一部の町会・自治会では担い手不足により活動の維持が難しくなり、解散を余儀なくされているところもある。

本市においても、平成16年に16.3%であった高齢化率はますます上昇し、平成26年現在23.5%であり、平成29年には4人に1人が高齢者となる見込みである。超高齢社会となるこれからの時代は、一部の人が地域の活動を担うのではなく、地域に住む一人ひとりが役割を分担しながら、お互いに支え合い、安心して暮らしていける地域づくりをしていかなければ、皆が笑顔で暮らせる住みよい地域社会の実現は不可能である。

（1） 地域の一員として地域のことは自分たちで解決する

本審議会では今回、地域の現状を把握するため、本市の町会・自治会の中でも特徴的な活動を展開している唐松町会を視察した。唐松町会は、地域の課題は地域で解決するという意識を高く持ち、地域課題を自主的に解決するための手段としてNPOを組織している。学童クラブや障害者施設の運営など、日常的な相互扶助のしくみが確立している唐松町会は、地域の問題を地域で解決している地域社会のモデルの一つである。

人は、本人が望むかどうかにかかわらず、地域の中で人とかかわり合いながら生きている。地域参加の第一歩は、地域社会の一員であるという自覚を持つことから始まり、労働力・アイデアの提供、専門知識の提供、豊かな実践経験や人的ネットワークなど自分のできる範囲で、地域社会に参加すればよい。地域社会、すなわち、町会・自治会や市民活動に参加することは、社会人としての責任でもある。地域参加は、必ずしも難しいことではない。地域社会の一員として、自分にできることを担えばよいのである。

地域参加の中でも、町会・自治会に代表される、住民同士が協力し合い、地域の問題を解決するための活動においては、地域に住む人々がつながり、それぞれ役割を果たす必要がある。地域で生活する住民は、「忙しいから参加しない」ではなく、「忙しくても何らかの地域参加を実践する」という意識を持ち、「世帯で一人」ではなく、一人ひとりが社会的責任を行動につなげていかなければならない。

多忙な現役世代や子育て世代は、「平日は参加できないが、休日には参加する」「高齢者の問題までは手伝えないが、子どもの活動には参加する」、子どもは、「廃品回収に参加する」「お祭りの山車をひく」など、参加できる活動は必ずある。参加することで住民同士のつながりが広がっていくのである。

地域社会は人とひととのつながりで成り立っている。忙しい人、高齢であったり障害を持っていたりと、参加の意識は持っていても参加できない事情を抱える人へは、周りの住民が配慮する必要がある。地域への参加を第一歩として、市民一人ひとりの知恵・経験・人脈を、自由にゆるやかに確かな形をつなぎ、住民自らが地域課題に取り組むことが、未来の住民自治社会の実現につながる。

(2) 担い手の確保

①シニア世代の市民参加促進

高齢者を支えてきた若い世代の人口が減少していく社会の中で社会の持続性を保つためには、若い世代が活気を失わないよう、シニア世代の力で盛り上げるようなしくみが必要である。

本市においても、かつて「新住民」と言われた、人口急増期に市外から転居してきた世代もすでにシニア世代となり、地域社会を支える活動の中心となっている。

これから高齢者福祉は「地域包括ケア」制度を中核として展開される。医療・介護専門家の活動と生活支援を支える市民主体の活動が協働して、包括的に展開されるものである。シニア世代が社会の負担の対象ではなく、社会の担い手となることによって、シニア世代がシニア世代を支えると同時に、子育てに忙しい世代や障害等の理由で支援を必要としている人々を支え、今後の超高齢社会における地域を維持していかなければならない。

シニア世代が地域の中でつながりを再認識し、新たなつながりを育み、深めていくことで、自らの生きがいと健康のため、社会のために何ができるかを考え、

地域社会でもシニア世代が地域の担い手として力を発揮できるような環境づくりをしていく必要がある。

②女性の社会参加促進

現在、社会全体で女性の社会参加の推進とリーダー層への登用が求められている。本市においても「男女が共に生きるまち八王子プラン（第3次）」において重点課題の一つとして“あらゆる分野への男女共同参画の推進”を掲げ、その中で政策・方針決定過程への女性の参画や、防災分野における男女共同参画を推進するとしており、市が設置する審議会等における女性委員の割合を平成35年度までに50%とする目標値を定めている。

しかし、現状では女性の社会参加を阻む様々なハードルがある。「男は働き、女は家を守る」「会社や町会・自治会などの役職は男性の仕事」というような、性別による固定的役割分担の意識が根強く残る社会の中で、女性がリーダーとして社会参加をするには、かなりの覚悟や労力と社会的理解が必要である。様々な困難がある中で意欲的に挑戦していく人もいるが、途中で挫折したり、初めからあきらめてしまう人もいる。女性のリーダー層への参加がなかなか増えない現状の中で、家族の理解や協力はますます得られにくくなり、さらに参加を阻む悪循環となっている。

一方で、市民活動の分野では女性がその力を十分に発揮し、溢れる行動力と地域密着の知識を生かし、生き生きと活動している現状があり、リーダー層でも多くの女性が活躍している。女性が活躍しやすい場とそうでない場の違いをしっかりと分析し、あらゆる分野で女性が活躍できる環境をつくる必要がある。

2. 町会・自治会活動、市民活動のさらなる活性化

(1) 町会・自治会活動のさらなる活性化

平成26年9月現在、本市には町会・自治会が566団体ある。平成元年に79.9%だった加入率は年々減少し、現在では61.4%になっており、役員の担い手不足など、活動の継続に課題を抱えている団体が多いのが現状である。ところが、高齢者の孤立や高齢者の見守り、空き家・空き地問題、地元商店街の衰退や地域の防災・防犯問題など、地域における課題が多様化・複雑化していく中で、町会・自治会への期待がますます高まっている。以下、町会・自治会活動のさらなる活性化についての意見を述べる。

①運営側への女性の参加促進

町会・自治会活動の中で、実際の活動を担う地区委員や班長クラスでは多くの女性が活発に活動している。ところが、町会長などの役職になるとその割合は激減し、女性の町会長は566団体中わずか43名という状況である。町会・自治会では、

まだまだ女性が役職を担うことに対する風当たりが強く、役職を担ったとしても、男性が大多数を占める集まりの中で、発言や活動がしづらい状況もあるようである。逆風の中で参加の一步を踏み出すのは大変な苦勞があるとは思いますが、女性が思い切ってその一步を踏み出せるよう、女性の意識改革と同時に、受け入れ側の男性と家庭から送り出す家族の意識改革が必要であり、役職を担う一步を踏み出した女性を周囲が支えていくことが必要である。

東日本大震災の被災地の避難所では、運営側に女性が少なかったため、性別や年代ごとの配慮が行き届かず、必要な物資確保ができなかったり、避難所運営の役割分担に支障が出るなど、様々な問題があったとの報道があった。

一般的に男性よりも地域で過ごす時間が長い女性は、地域や生活に密着した様々な情報を持っており、その知恵と力を運営に活かすことは、町会・自治会の新たな展開に欠かせない。

②運営の効率化と次代への継承

「住みよいまちにしたい」ということは、多くの市民に共通する願いであろう。その実現のための身近な団体が町会・自治会であるが、参加に踏み出せない一因として、役員になりたくないという意識や地域コミュニティへの関心が薄く、時間や労力を提供することへの負担感がある。また役員会の中では、役員会や運営委員会がうまく機能しないために役員皆で担うはずであった仕事が町会長や一部の役員に集中するという現象も起きている。

まずは自分に与えられた役割をそれぞれがしっかり果たすことが大切であるが、一部に集中する負担を分散する方法として、町会・自治会の仕事のマニュアル化を図り、共有することで、だれでも担えるよう仕事を明確にすることが有効である。それにより、特定の人への仕事の集中を防ぎ、次代を担う役員へのスムーズな引き継ぎも可能になる。

役員のリレー制は、活動の継続性の面で短所があるものの、参加のきっかけとしては大変効果的である。

また、役員としての参加の前に、会員としての参加を促進する必要がある。20代から50代までの現役世代の参加を増やすためには、子育てや仕事で忙しい生活の中でも、活動時間や参加方法の工夫などで、参加する人の負担が少なくすむよう、運営側の配慮が必要である。

会員同士の生活支援のしくみを作り、参加を促すきっかけとなっている事例もある。片倉台自治会では、電球の交換等の身近な生活支援を仕組みとして確立し、展開している。支援を必要とする人の頼みややすさと、活動を担う人の意欲の向上、責任感へとつながり、その活動自体の継続性も担保されるとともに、人とひととのつながりを生むきっかけとなり、町会・自治会への理解を促す効果ももたらしめている。

(2) 市民活動のさらなる活性化

本市の市民活動については、個人の趣味を共有する活動から、地域課題や市全体のまちづくりを考える活動まで、多種多様な活動が数多く展開されており、その機動性と市民ニーズに合った対応が特徴である。

①参加しやすく、つながりを創出する市民活動

市民活動では、多くの市民が活動を楽しみながら、人とひととのつながりを創出することができる。初めは自分自身の楽しみのために始めた趣味のサークル活動が、活動を続けていくうちにだれかに喜んでもらいたいという意識に変わり、公益活動に発展することもある。また、八王子お手玉の会のように、自身の持っている技能を児童館や高齢者施設などで発揮するような「個人的なボランティア活動」から、社会ニーズや地域の課題を解決する「地域的な活動」に発展した例もある。

現役時代に地域社会とは疎遠だったシニアは、退職後に、町会・自治会活動よりも市民活動の一部である生涯学習活動に興味を持つことが多い。生涯学習活動は家の外に目を向けるきっかけとなり、参加がしやすいようである。興味のある活動にはお金を払ってでも参加したいと思い、意欲的に参加することにより、人とつながり、様々な市民活動を知り、地域社会にかかわる道ができる。サークルや講座などの生涯学習活動を始め、市民活動によって地域社会に参加する市民を増やすことが期待できる。

②中間支援組織等の活用

本市には、八王子市市民活動支援センター、八王子国際協会、NPO法人環境活動センター八王子、八王子市ボランティアセンター、八王子高齢者活動コーディネートセンター（八王子センター元気）など、個人や団体を支援する組織があり、活動種別や地域ごとに個人・団体が加盟・登録している。

これらの組織は、個人の活動支援や団体運営のノウハウの提供、コーディネート、活動情報の集約と情報発信等の中間支援組織の役割を担っている。個人・団体の活動のレベルアップと活性化のために、中間支援組織としての機能を再認識し、活動をさらに拡充する必要がある。あわせて、数多くあるそれらの組織が連携し、お互いの力を十分生かしてより効果的に活動できるよう、組織同士の日頃からのネットワークづくりも重要である。

③財源確保

市民が活動を行うには様々な費用を要するが、自主財源を確保することも重要である。財源の確保のための活動は、自分たちの活動への理解を広げ、他団体との切磋琢磨を促し、結果的に日常の活動の活性化につながるためである。

市民活動団体にとっては、安定的な活動資金と活動拠点（事務所等）の確保が

最大の課題である。市の事業の受託も安定的な財源確保策の一つだが、活動の固定化を招くなどの弊害もあるため、自主財源を確保する独自の努力や創意工夫が求められる。

各団体の自主的取り組みに加え、近年、個々の市民が、賛同する活動に寄付をすることで参加したり、企業が社会貢献の一環として活動助成、寄付行為や活動場所の提供を通じて、市民の活動を支えていく事業を行う例が増えている。このような動きを積極的に活用し、財源や活動拠点を確保していく必要がある。

(3) 町会・自治会等の地縁組織と市民活動等のテーマ型組織の協働

町会・自治会、市民活動団体それぞれの活動の長所を比較すると、町会・自治会には、地域コミュニティの核としての「必要性」と「地域に根付いた活動の継続性」、市民活動団体には、様々な課題の解決に自ら取り組む「自発性」と、活動のテーマが決まっていることによる「参加のしやすさ」といったそれぞれの長所がある。地域のために活動の必要があるにもかかわらず、担い手不足の問題を抱える町会・自治会が、参加しやすい市民活動を活用して参加者を増やし、市民活動団体にとっては活動場所を拡大する結果を生むなど、お互いのノウハウを活動に活かすことや、協働して課題に取り組むことで、それぞれの長所を活かし、活動を活性化することができる。

視察した唐松町会は、NPOを立ち上げ、地域の課題解決のためにテーマごとに対応していた。町会にとってNPOを設立することは、地域で活動する町会会員に対して無償のボランティア活動から有償の雇用へ、地域における義務的活動から自身の参加意欲を持った活動へ、町会費のみの収入から自主財源の増加へと転換する機会にもなっていた。会員でない人が町会活動に触れるきっかけともなり、人とひととのつながりをつくる活動でもあった。

NPOの設立とまではいなくても、4つの町会が集まり、地域課題の解決のための活動を、町会役員OBや地域の有識者等が、町会とは別組織のグループをつくって担うことにより、町会・自治会の負担軽減や事業の活性化を図っている、めじろ台のような地域もある。地域の中に趣味の活動など、小さなグループの市民活動が育てば、その活動や人とひととのつながりを町会・自治会につなげることによって、結果的に町会・自治会を活性化することにもつながっていく。

また、地域には小・中学校やそのPTA、保育園・幼稚園の保護者会、青少年対策地区委員会、高齢者あんしん相談センターや民生児童委員など、地域で活動する既存の団体・組織がある。PTAなどの団体は若い世代の参加が多く、防犯、環境美化など町会・自治会と共通する役割も持っている。また、高齢者にかかわる課題解決には、高齢者あんしん相談センターや民生児童委員などと、町会・自治会の協働による相乗効果が期待できる。

市内では、青少年対策地区委員会の一部の地区の活動のように、効果的な協働により活動が活性化している地域もあるが、まだまだ協働が進んでいないのが現状である。町会・自治会とこれらの組織が交流や協働を進めること、つまり、地域の問題解決という同じ目標に向かって性質の違う様々な団体が、同列で構成団体となつて協働していくことができれば、今以上に多様なアプローチが可能となる。

趣味の活動などを行っている市民活動団体にとつても、町会・自治会等の地縁組織と協働することは、大きなメリットがある。協働により、子どもから高齢者まで幅広い世代に参加してもらい、次世代への継承や地域に根差した活動ができれば、より継続的で効果的な活動を展開することができる。サークル活動であれば、お祭り等で発表の場を得ることもあるだろう。

また、学園都市八王子の大学や専門学校等は、町会・自治会活動の協働のパートナーとなる存在である。地域活性化、まちづくり、都市問題等の専門家としての学術的知識を有する大学等は、地域にとっては貴重な知的財産であり、大学にとって、地域は生きた教材である。また、そこに通う学生は紛れもなく地域社会の一員であり、お互いに困った時に助け合えるよう、つながりを築くことが必要である。

3. 活動の活性化に向けて市が取り組むべき方策

市民が暮らしやすいまちをつくるためには、市民と市民、また市民と行政、そして行政と行政との協働が欠かせない。行政の責任で市が担うべきこと、町会・自治会や市民活動が担うべきこと、そして市民個人が担うべきことを認識し、お互いが役割と責任ある行動を踏まえて協働することが必要である。

様々な活動の中には、市民と行政が一緒に取り組んだ方が効果的な事業もあれば、お互いの得意分野を生かして別々に取り組んだ方が効果的なものもある。別々に取り組んではいるが、協働することにより一層の効果を期待できる活動もある。

たとえば担い手養成講座などは、市主催の方が公の機関という信頼感から参加しやすい。市民が初めて参加の一步を踏み出すための安心感があるためである。ところが、受講生が実際に地域で活動し、力を発揮できるまでのフォローについては、市民活動団体等が担った方が様々な展開が期待でき、効果的な場合もある。そのようなときは、積極的に協働を図っていく必要がある。

市民と行政が協働でまちづくりを推進していくために、前章までの内容を踏まえ、市には町会・自治会活動や市民活動の活性化のために、以下のような取り組みを推進してほしい。

(1) 市民との双方向の情報共有

市民と行政との情報共有は、市民が参加しやすい環境を整えるために欠かせない。イベント情報だけでなく、なぜ市民参加が必要なのか、町会・自治会がこれま

で、そしてこれからどのような役割を担っていくのかを含め、市民に適切な情報が提供される必要がある。また、市民の思い・市民活動の実情など、市が関係している分野はもちろん、これまで、市ではとらえていなかった市民独自の活動情報についても、市がしっかりと把握し、発信していかなければならない。

市民にとって最も重要な情報源の一つである市のホームページや広報については、現在は市の事業を中心に掲載されているが、市民活動についても、より多くの情報が得られるよう、工夫を求めたい。また、SNSについては、市からの情報を活用して、市民が市民同士で情報を共有するために、さらなる活用を推進する必要がある。

(2) 地域の人材や活動団体など地域の資源を生かす工夫

ここでは地域活動の活性化のため、「女性」「ネットワーク」「学校」の3つの視点からの提案を述べる。

各地域には様々な資源がある。町会・自治会や市民活動の活性化のためには、それらを活用し、活動を展開していく必要がある。

まず、「女性」の視点である。活動を希望する女性が、制約を受けることなく活動できることは非常に大切である。任意団体である町会・自治会に対して、市が女性の登用を強制することはできないが、市として男女共同参画社会の推進のためにしっかり啓発する必要がある。

次に「ネットワーク」の視点では、地域における市民、町会・自治会、市民活動団体を横断的に把握できるのは、行政と中間支援組織である。市や中間支援組織は、福祉や防災などの市民生活に直結する様々なテーマにおいて、市民個人、町会・自治会、市民活動団体、保育園、幼稚園、学校、大学等の教育機関、地域に住む学生など、様々な人や機関がネットワークを構築してつながることができるよう、情報提供や団体同士のコーディネート支援について、今まで以上に積極的に取り組む必要がある。たとえば、町会・自治会のみ働きかけていた案件について、町会・自治会とNPO及び保護者会組織などとの協働を市がコーディネートするなど、工夫の余地がまだあるはずである。

そして「学校」の視点では、学校施設を活用したコミュニティづくりが展開されている先行事例もある。少子高齢化・核家族化が進む中、子どもたちの活動は世代別に区切られ、同世代同士のつながりはできるが、異世代の交流機会が少なくなっている。子どもたちが学ぶ学校という場で地域の人が活動することにより、子どもたちは地域の様々な大人たちとかわることができ、子どもたちと地域の人とのつながりが生まれる。そして、地域に参加する大人の姿を見る体験は、子ども自身のその後の市民参加につながっていく。学校は選挙の投票場所や災害時の避難所としても使われており、子どもがいない人にとっても身近な地域の施設である。したがって、地域にとっても学校とのつながりは、地域の活性化や災害対策など、様々な

メリットがある。「八王子ビジョン 2022」でも「地域とつながる学校づくり」が施策の一つに挙げられている。近年の教育再生の動きにより、教育行政における責任体制の確立が求められる中、学校を中心にした地域コミュニティの確立という視点を積極的に取り入れ、放課後子ども教室や地域運営学校の運営をきっかけとして、一歩進んだ施策の展開を図る必要がある。

(3) 中間支援組織の活用と市民活動拠点の再構築

市民活動は、市民自ら自主性と自発性を持って展開されるべきである。市民活動の活性化のために市の支援は必要だが、市が直接支援することにより、活動の自発性・自主性が確保されなくなる危険性がある。そこで、個別の市民活動については、中間支援組織がその役割を発揮することを期待する。個別の団体を中間支援組織が支援し、中間支援組織を運営面で市が支援することで、個別の活動の自主性・自発性を損なうことなく、市民活動を活性化していく必要がある。

中間支援組織は、情報発信や団体間のコーディネート、活動団体のレベルアップなど、その果たす役割は非常に大きく、行政ではできない柔軟な対応も可能である。たとえば情報発信については、民間の情報も市政の情報も扱えることから、市民が求めている情報を一元的に発信することが可能である。情報を求める市民が情報を得やすいよう、中間支援団体のホームページに市政情報を盛り込んでもらうなど、市民の情報発信と情報収集の核として、市も中間支援組織を積極的に活用すべきである。

市民の活動拠点として、戦後、全国的に公民館がその役割を担ってきた。公民館は、教育や住民の地域コミュニティの場として整備され、公の中間支援組織としての役割も担っていた。本市では公民館のほかに市民センターが整備され、公民館は生涯学習センターとしての機能を併せ持つ施設へと再編された。今、地域コミュニティの大切さが見直され、改めてこれらの施設の機能を考え直す時期に来ている。多くの住民が利用する図書館、地域事務所の市民集会所などとともに、住民同士のつながりを創出する機能を持つ場所として活用すべきである。

市民センターについては、設置当初（昭和 58 年）の目的は、地域におけるコミュニティ活動の活性化を図るとともに、地域コミュニティ推進組織の育成を図る地域コミュニティづくりの核とするものであり、これに伴い市民センターごとに住民協議会が組織された。現在、市民センターは指定管理者である八王子市学園都市文化ふれあい財団が管理・運営し、貸館業務と地域コミュニティ醸成の事業を行っており、住民協議会は地域コミュニティの醸成のためにセンター祭りや講座などを行っている。

市民センター設置から 30 年以上が経過し、高齢社会となった今、地域のコミュニティ活動のさらなる活性化が期待されている。市民の活動拠点となっている市民センター・生涯学習センターはもとより、その他の公共施設も含め、市民の活動拠

点として、そして、利用者同士、団体同士をつなぐ情報交換の場として、今後どのように生かしていくのかを真剣に検討する必要がある。

活性化した地域コミュニティ活動は、自分たちの課題を自らの手で解決する土壌をはぐくみ、将来の地域自治組織にもつながっていく。

(4) 有償ボランティアについて

近年、受益者負担を前提とした、有償ボランティア活動や市民活動団体等、地域の支え合いシステムが芽生えている。ボランティア活動については全くの無償と考えられがちだが、交通費等の実費負担やポイントの付与など、多少の金銭を介在する有償ボランティアの考え方も広まりつつある。地域課題の解決に奔走している人に実費の負担を強いることは、活動意欲の低下を招きかねない。

市民活動支援センターによると、市民活動にかかわろうとする人からは「市民活動として活動を継続させていくなれば、無償よりもわずかでも有償の方が意欲と継続につながる」との意見も聞かれるという。本市においても、市民が参加する誘因となり、参加意欲につながるような取り組みを展開すべきである。

IV おわりに

第3期の市民参加推進審議会への諮問の一つが、「町会・自治会活動や市民活動のさらなる活性化について」であった。これまでの八王子市におけるコミュニティの中心であった、町会・自治会活動について、八王子市の人口動態をみながら考察してみたい。

八王子市の人口移動の特徴を、平成22年(2010年)と平成17年(2005年)の国勢調査結果を用い、年齢階級別(5歳ごと)に表示したものが、図1である。

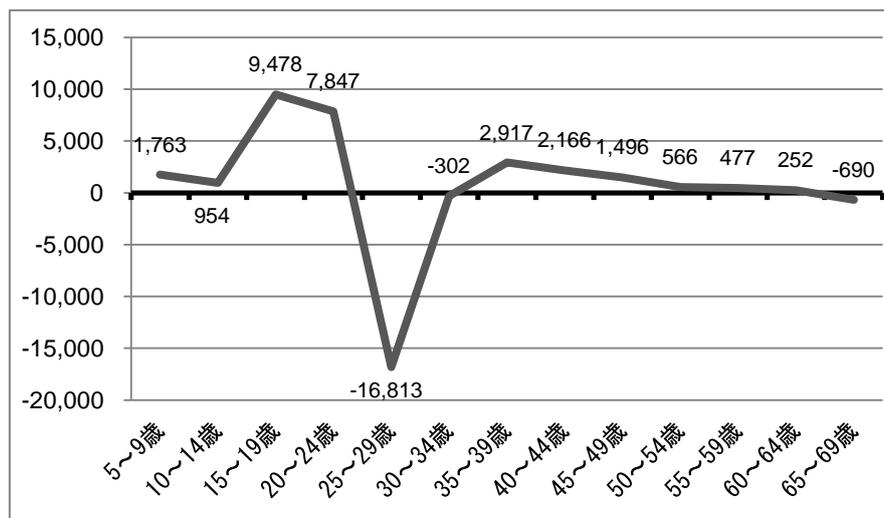


図1 八王子市年齢階級別人口移動の状況(2005～2010) 国勢調査より

八王子市の人口移動の最大の特徴は、15～19歳、20～24歳で流入が目立つ点と、25～29歳の流出が顕著になっている点である。これは学生の進学や就職に伴う移動であるが、一方で35～49歳までの世代の人口も増加傾向にあり、子育て世代の流入も目立っているのが、八王子市の人口移動の特徴である。

図2は、市内の年齢階級(5歳)別人口のグラフである。年齢階級別人口の第1位は40～44歳、第2位は45～49歳、第3位は35～39歳となっている。

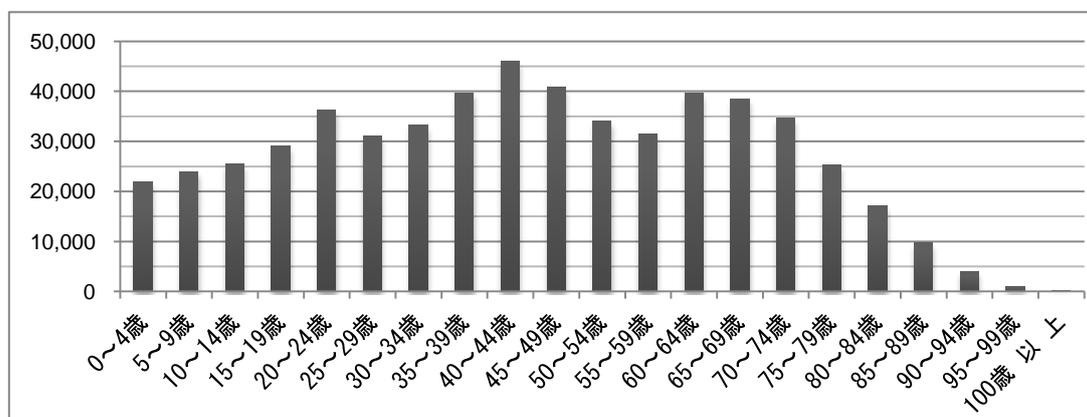


図2 八王子市の年齢階級別人口(平成26年1月1日現在) 住民基本台帳人口より

さらに本市が毎年実施する「市政世論調査」によれば、八王子市民の定住意向は極めて高く、子育て世代である30歳代～40歳代でもほぼ90%が住み続けたい（「ずっと住み続けたい」と「当分は住み続けたい」の合計）と回答している。（図3）

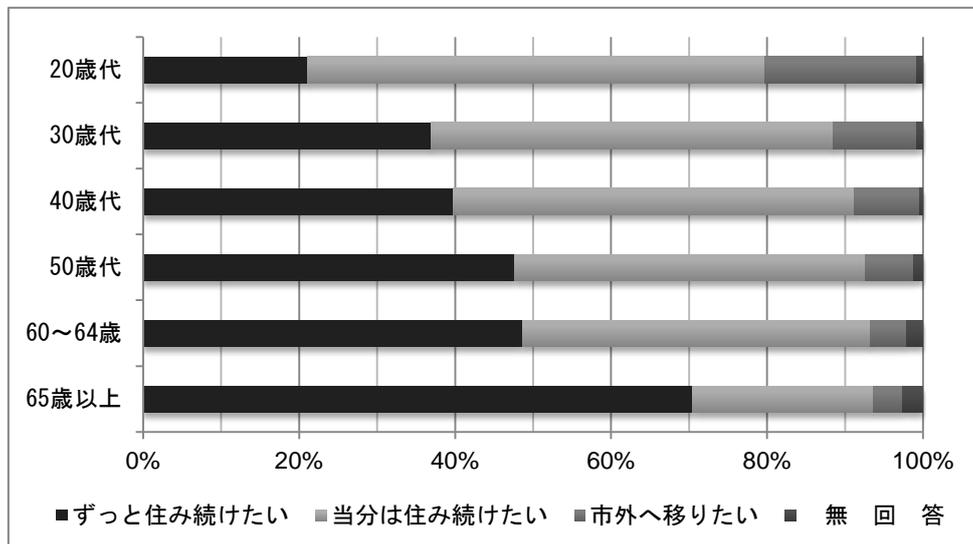


図3 八王子市民の定住意向（平成25年）
第45回（平成25年）八王子市市政世論調査より

八王子市民の定住意向は、図1において50歳以上の人口流入と流出がほぼ均衡していることから、裏付けられよう。

では、「定住意向の高い市民」は地域に関して、どのような意識を有しているのだろうか。本市のシンクタンクである、八王子市都市政策研究所が平成24年に行った「八王子市民の定住意向に関する調査」から、「地域の一員としての意識」に関する回答を見ておきたい。（図4）

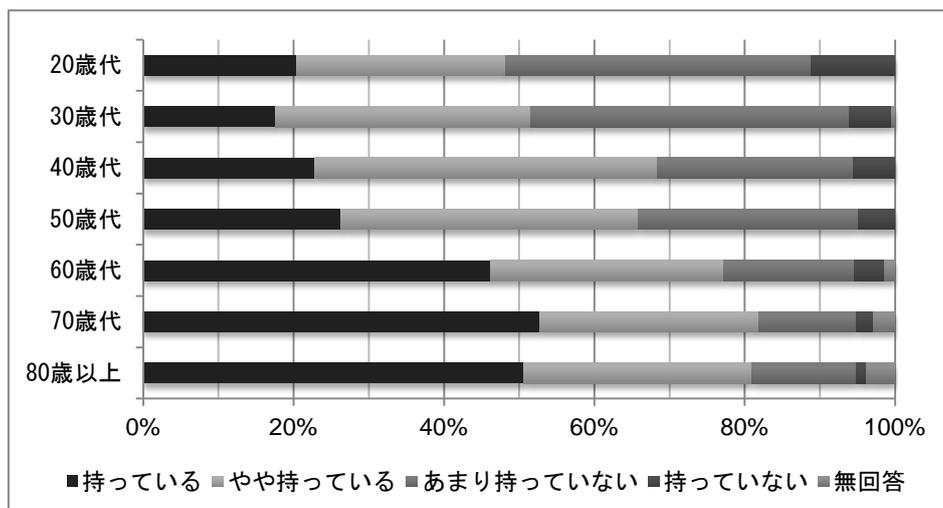


図4 八王子市民の地域の一員としての意識
八王子市都市政策研究所「八王子市民の定住意向に関する調査」より

20歳代と30歳代では、「地域の一員としての意識」を「持っている」（「持っている」と「やや持っている」の合計）と答えた市民は50%程度だが、40歳代・50歳代では60%を超え、70歳代以上では80%を超えている。この調査と同年に行われた市政世論調査では、町会・自治会への加入率を尋ねる質問項目があるが、図5に見るように、同じように年齢が高い方が町会への加入率が高い傾向がある。

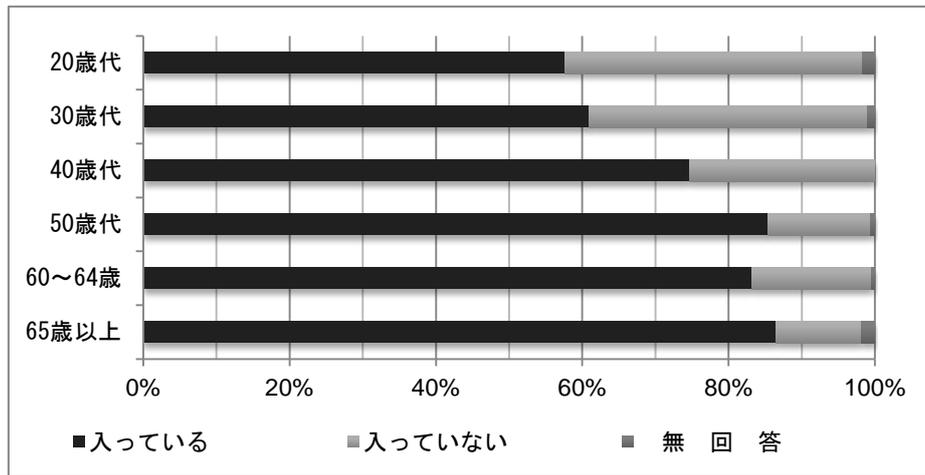


図5 町会・自治会への加入率 第44回（平成24年）八王子市市政世論調査より

ところが、実際の町会・自治会の加入率を見てみると、少し違った結果となっている。平成25年度の町会・自治会の加入率61.4%は、平成11年度の67.6%と比べても6%以上減少している。これまでコミュニティとほぼ同義で使われることの多かった、町会・自治会の加入率が下がってきたことは、厳然たる事実として存在している。新たなコミュニティの創出を目指して、当面は町会・自治会の加入率を上げていくことが求められており、本市でも八王子市町会自治会連合会と協働で「町会・自治会加入促進ハンドブック」を作成して町会・自治会に配布し、役員向けの研修会で活用するなど、既に取り組みがスタートしている。

折しも本市は、平成27年4月に中核市へと移行する。中核市への移行は、市の権限が強化される団体自治の側面を持つが、同時に住民がさらに積極的に地域や市の問題にかかわる機会が増加する、住民自治の拡大も意味していることを見落としてはならない。つまり、これまで以上に、住民と本市が協働を進めていくことが重要となる。これまでの町会・自治会活動と市民活動、そして市政が、より効果的な協働を目指すことによって、住民主体のまちづくりを展開してほしい。

その解決策の一つとして、地方自治法202条の4に定められる地域自治区を設置し、地域自治組織により運営することも、検討すべき課題として挙げられよう。中核市移行に伴う本市の事務権限強化によって、さらに住民の視点に立った行政運営を推進していくためには、自治体権限を住民組織に移行させることも、十分に検討に値すると考える。

本市における市民参加の取組が、より一層進展することを審議会委員一同願ってやまない。

附 属 資 料

- 1 諮問書 附- 1
- 2 第 3 期八王子市市民参加推進審議会委員名簿 附- 3
- 3 審議経過 附- 4
- 4 八王子市市民参加条例 附- 5
- 5 八王子市市民参加条例施行規則 附- 9

24八政政発第149号
平成25年1月8日

八王子市市民参加推進審議会
会長 進 邦 徹 夫 殿

八 王 子 市 長
石 森 孝 志

八王子市市民参加推進審議会（第3期）への諮問について

貴審議会に別紙のとおり諮問します。

諮 問 書

八王子市市民参加条例の適切な運用を図るため、以下の事項について審議会の意見を求めます。

<諮問事項>

- 1 市民参加条例の運用状況の検証について
- 2 町会・自治会活動や市民活動のさらなる活性化について

<各項目の諮問理由>

1 市民参加条例の運用状況の検証について

市は、市民参加条例（以下「条例」という。）の運用状況や効果等について継続的に検証し、必要に応じ見直しを行うこととしています。条例制定から4年が経過し、市民参加による行政運営は庁内においても定着しつつあります。今後も、より適切で効果的な運用としていくため、条例の運用状況の検証と意見を求めます。

2 町会・自治会活動や市民活動のさらなる活性化について

新基本構想では「人とひと、人と自然が響き合い、みんなで幸せを紡ぐまち八王子」の基本理念のもと、協働を基本とした市民自らの手によるまちづくりに向けて、地域コミュニティの活性化を目指しています。

また、第2期市民参加推進審議会の答申では市政に参加する市民を増やすには「人と人をつながる地域社会の存在の必要性」と「市民がそれぞれの地域社会へ参加すること」が大切であるとのことをご意見をいただきました。

そこで、人と人をつながる地域社会の醸成や、現在活動に参加していない市民や地域とのつながりが薄い市民の参加を促す点において効果を期待できるとともに、市民誰もが生きがいと責任を感じ、自らの手で住みよいまちづくりを行うために必要な、町会・自治会活動や市民活動の活性化に向けて市が取り組むべき方策について意見を求めます。

2. 第3期八王子市市民参加推進審議会委員名簿

氏名	ふりがな	所属	区分
吉田 恭子	よしだ きょうこ	市民委員	第11条 第3項1号委員 (公募市民)
吉永 鴻一	よしなが こういち	市民委員	
渡辺 弘樹	わたなべ ひろき	市民委員	
◎進邦 徹夫	しんぼう てつお	杏林大学 総合政策部 教授	第11条 第3項2号委員 (学識経験者)
朝日ちさと	あさひ ちさと	首都大学東京 都市教養学部 都市政策コース 准教授	
前野 修	まえの おさむ	八王子市町会自治会連合会	第11条 第3項3号委員 (市長が必要 と認める者)
石渡 ひかる	いしわた り ひかる	市民活動団体代表	
○春田 博	はるた ひろし	市民活動団体代表	

◎会長、○副会長

3. 審議経過

	場所	審議事項
第1回 (H25. 1. 8)	本庁舎 特別会議室	<ol style="list-style-type: none"> 1. 委員辞令交付 2. 会長・副会長の選出 3. 市長からの諮問 4. 審議会の運営について 5. 八王子市市民参加条例について 6. 諮問事項についての意見交換
第2回 (H25. 3. 4)	八王子駅南口 総合事務所 会議室	<ol style="list-style-type: none"> 1. 前回の議事概要の確認について 2. 八王子ビジョン2022における市民参加の推進について 3. 諮問事項についての意見交換
第3回 (H25. 7. 4)	川口 市民センター	<ol style="list-style-type: none"> 1. 前回の議事概要の確認について 2. 「町会・自治会活動や市民活動のさらなる活性化について」の視察及び議論 ・町会自治会視察（唐松町会）
第4回 (H25. 8. 19)	クリエイト ホール10階 第5学習室	<ol style="list-style-type: none"> 1. 前回の議事概要の確認について 2. 第2期審議会答申を受けての市の対応策について 3. 「市民参加条例の運用状況の検証について」の議論 4. 「町会・自治会活動や市民活動のさらなる活性化について」の議論
第5回 (H25. 11. 21)	八王子駅南口 総合事務所 会議室	<ol style="list-style-type: none"> 1. 前回の議事概要の確認について 2. 「市民参加条例の運用状況の検証について」の議論 3. 「町会・自治会活動や市民活動のさらなる活性化について」の議論
第6回 (H26. 3. 20)	クリエイト ホール10階 第5学習室	<ol style="list-style-type: none"> 1. 前回の議事概要の確認について 2. 「市民参加条例の運用状況の検証について」の議論 3. 「町会・自治会活動や市民活動のさらなる活性化について」の議論
第7回 (H26. 7. 10)	クリエイト ホール10階 第5学習室	<ol style="list-style-type: none"> 1. 前回の議事概要の確認について 2. 「市民参加条例の運用状況の検証について」の議論 3. 「町会・自治会活動や市民活動のさらなる活性化について」の議論
第8回 (H26. 8. 28)	八王子駅南口 総合事務所 会議室	<ol style="list-style-type: none"> 1. 前回の議事概要の確認について 2. 「市民参加条例の運用状況の検証について」の議論 3. 「町会・自治会活動や市民活動のさらなる活性化について」の議論 4. 諮問事項における答申（案）について
答申書手交 (H26. 11. 18)	本庁舎 市長公室	<ol style="list-style-type: none"> 1. 審議会からの答申

4. 八王子市市民参加条例

平成20年3月28日

条例第9号

私たちのまち八王子は、市民と市との協働により、活力にあふれた都市の実現を目指している。

これまでも、市政への市民参加は、様々な場で行われてきたところであるが、市民の多様な価値観を地域の特性として活かし、豊かな社会を創造するためには、市民の意見が、市政に的確に反映される仕組みを構築する必要がある。

この仕組みは、市民と市が情報を共有して運用され、市民が自発的、自主的に、かつ、自由に参加することができ、市民と市又は市民と市民が互いに信頼し、共感することを基本原則としなくてはならない。

ここに、市政への参加が市民の権利であり、市民自治の基本原則であることを確認するとともに、市民参加をより一層確かなものとし、市民との協働によるまちづくりを進めるため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、市民参加に関する基本的な事項を定めることにより、市民の市政への参加を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に在住、在勤又は在学する個人並びに市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体をいう。
- (2) 市民参加 政策の立案、実施及び評価の一連の過程において、市民が市政にかかわることをいう。
- (3) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

(市の責務)

第3条 市は、市民参加を基本とした市政運営を行うものとする。

- 2 市は、市民参加しやすい環境を整備するものとする。
- 3 市は、市政に関する情報を市民に分かりやすくかつ積極的に公表し、又は提供するとともに、市民に対する説明責任を果たすものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、責任と自覚を持って市民参加するよう努めるものとする。

- 2 市民は、互いの立場を尊重し市民参加するよう努めるものとする。

(市民参加の方法)

第5条 この条例における市民参加の方法は、次のとおりとする。

- (1) パブリックコメント手続（政策の立案に当たり、実施機関が、事前にその趣旨、内容その他必要な事項を公表し、市民に意見を求め、政策を意思決定するとともに、提出された意見とそれに対する市の考え方を公表する手続をいう。以下同じ。）の実施
- (2) 審議会等（法令、条例等に基づき設置された審議会、協議会等をいう。以下同じ。）の開催
- (3) 市民会議（会議に参加した市民自身が会議を運営し、報告書、計画書、条例素案等を作成するための会議をいう。）の開催
- (4) ワークショップ（市民と市又は市民と市民が、議論し、また、実際に体験することで、互いの理解を深めるグループによる学びと創造の方法をいう。）の実施
- (5) 公聴会、説明会の開催
- (6) アンケート調査、聞き取り調査その他の広聴活動
(立案過程における市民参加)

第6条 実施機関は、次の各号に掲げる計画、条例等の案の立案過程において、前条各号に定める市民参加の方法（以下「参加方法」という。）のうち、より適切なものを効果的に行うものとする。

- (1) 市の基本構想、基本計画その他施策の基本的な事項を定める計画の策定又は変更
 - (2) 市政に関する基本方針を定め、市民の生活若しくは事業活動に直接かつ重大な影響を与え、又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃
 - (3) 大規模な公共施設の設置に係る計画等の策定又は変更
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認めるもの
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、市民参加を要しないものとする。
- (1) 緊急に行う必要があるもの
 - (2) 法令の規定により実施の基準が定められており、当該基準に基づき行うもの
 - (3) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
 - (4) 実施機関内部の事務処理に関するもの
 - (5) 軽易なもの

3 前項第1号の規定により市民参加の対象としなかったときは、その理由を公表しなければならない。

(実施及び評価過程における市民参加)

第7条 実施機関は、前条第1項各号に掲げる計画、条例等が策定された後、その実施及び評価の過程においても、参加方法のうち、より適切なものを効果的に行うものとする。

(パブリックコメント手続)

- 第8条** 実施機関は、パブリックコメント手続を実施しようとするときは、あらかじめ、対象とする事案その他別に定める事項を公表しなければならない。
- 2 パブリックコメント手続により意見を提出する市民は、原則として住所及び氏名を明らかにしなければならない。
 - 3 パブリックコメント手続における意見の提出期間は、30日以上とし、意見の提出を求める事案の内容に応じて適切に定めるものとする。ただし、緊急の必要がある場合その他やむを得ない理由により30日の期間を確保できない場合は、この限りでない。
 - 4 実施機関は、前項ただし書の規定により意見の提出期間として30日を確保できない場合は、その理由を公表しなければならない。
 - 5 実施機関は、提出された意見の検討を終えたときは、速やかに次の事項を公開するものとする。
 - (1) 提出された意見の内容
 - (2) 提出された意見の検討結果及びその理由
 - 6 前各項に定めるもののほか、パブリックコメント手続に関し必要な事項は別に定める。
(審議会等)

- 第9条** 実施機関は、審議会等を設置する場合は、その設置趣旨及び審議内容に応じ、原則として公募により選考された市民を審議会等の構成員とするものとする。
- 2 実施機関は、審議会等の構成員について、幅広く人材を登用するよう努めるとともに、透明性及び信頼性の高い運営を行うよう努めるものとする。
 - 3 実施機関は、審議会等の会議を公開しなければならない。ただし、公開することにより支障が生じると認められる場合は、この限りでない。
 - 4 実施機関は、審議会等の会議の開催に当たっては、開催日時、開催場所、議題等を事前に公表しなければならない。ただし、緊急に会議を開催する必要がある場合は、この限りでない。
 - 5 実施機関は、審議会等の会議の記録を作成し、これを閲覧に供しなければならない。ただし、八王子市情報公開条例（平成12年八王子市条例第67号）第8条各号に定める非公開情報が記録されているときは、当該情報が記録されている部分については、この限りでない。
 - 6 前各項に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は別に定める。
(その他の参加方法)

- 第10条** 実施機関は、政策の立案、実施及び評価の一連の過程において、第5条各号に定めるもののほか、より効果的と認められる参加方法がある場合には、これを積極的に用いるよう努めるものとする。

(推進審議会の設置等)

第11条 市民参加条例の適切な運用を図るため、市長の附属機関として、八王子市市民参加推進審議会（以下「推進審議会」という。）を置く。

2 推進審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議する。

- (1) この条例の運用に関すること。
- (2) 新たな市民参加の方法に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市民参加の推進に関し必要な事項

3 推進審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員8人以内をもって組織する。

- (1) 公募による市民
- (2) 学識経験者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

4 推進審議会の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項に定めるもののほか、推進審議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

(条例の見直し)

第12条 市は、この条例の運用状況、効果等について継続的に検証し、必要に応じ見直しを行うものとする。

(委任)

第13条 この条例の施行について必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例は、平成20年10月1日から施行する。

5. 八王子市市民参加条例施行規則

平成20年9月26日

八王子市規則第49号

(趣旨)

第1条 この規則は、八王子市市民参加条例（平成20年八王子市条例第9号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(公表の方法)

第2条 条例の規定による公表及び公開は、次に掲げる方法のうち1以上の方法により行うものとする。

- (1) 八王子市公告式条例（昭和25年八王子市条例第13号）第2条に規定する掲示場への掲示
- (2) 市が発行する広報紙への掲載
- (3) 市のホームページへの掲載
- (4) 市の施設での閲覧又は配布
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が相当と認める方法

(パブリックコメント手続)

第3条 条例第8条第1項に規定する別に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 施策の案を作成した趣旨、目的及び背景並びに施策の案の要旨
 - (2) その他必要な資料
- 2 パブリックコメント手続により意見を提出する者は、条例第8条第2項に規定するもののほか、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。
- (1) 施策の案の名称
 - (2) 施策の案に対する意見及びその理由
 - (3) 市内に在勤する者にあつては、当該勤務先の名称及び所在地
 - (4) 市内に在学する者にあつては、当該学校の名称及び所在地
 - (5) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体にあつては、当該事務所又は事業所の名称及び所在地
- 3 パブリックコメント手続による意見の提出は、次の各号に掲げるいずれかの方法により行わなければならない。
- (1) 持参
 - (2) 郵便
 - (3) ファクシミリ

(4) 電子メール

(5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が指定する方法

(推進審議会の組織及び運営)

第4条 条例第11条第1項に規定する八王子市市民参加推進審議会（以下「推進審議会」という。）に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、推進審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 推進審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

5 推進審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

6 推進審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

7 推進審議会は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

8 推進審議会の庶務は、総合経営部広聴課において処理する。

9 前各項に定めるもののほか、推進審議会の運営について必要な事項は、会長が推進審議会に諮って定める。

(運用状況の報告)

第5条 市長は、毎年度、条例の運用状況を推進審議会に報告しなければならない。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成25年8月23日規則第40号）

この規則は、平成25年8月26日から施行する。

参 考 資 料

平成 24 年度 市民参加に関する調査及び市民参加条例の運用に関するまとめ

平成24年度 市民参加に関する調査及び市民参加条例の運用に関するまとめ

【調査及び集計上の留意点】

本調査は平成24年度に実施した事業を対象に市民参加の状況について調査した。

【本書の構成】

1. 全体の概要
2. 市民参加条例の適切な運用について

【全体の概要】

調査期間	H25.7.26 ~ H25.8.7
調査対象	全95室課
調査方法	調査表を配付し予算の細事業(1832件)ごとに調査を実施

市民参加実施所管数	62室課
-----------	------

各部別の状況	24年度市民参加実施状況			実施件数
	室課数	細事業数 かっこ内は 前年度比増減	【参考】 23年度	
総合政策部	4	8 (1)	7	31
行政経営部	2	3 (1)	2	3
市民活動推進部	4	34 (27)	7	53
総務部	2	4 (1)	3	4
生活安全部	2	10 (7)	3	13
健康福祉部	11	34 (21)	13	40
こども家庭部	4	24 (21)	3	27
環境部	6	25 (16)	9	26
水循環部	2	4 (1)	3	4
まちづくり計画部	2	9 (5)	4	13
まちなみ整備部	3	8 (1)	7	11
道路事業部	3	10 (7)	3	10
学校教育部	3	34 (33)	1	34
生涯学習スポーツ部	7	60 (50)	10	77
産業振興部	3	36 (36)	0	41
税務部	1	1 (1)	0	1
財務部	1	1 (1)	0	1
選挙管理委員会	1	1 (1)	0	1
監査事務局	0	0 (-1)	1	0
議会事務局	1	2 (1)	1	2
合計	62	308 (231)	77	392

※組織名称は実施当時のもの

【条例の運用についてのまとめ】

運用状況の確認及び評価

- ・条例第6条に規定されている事業(全76事業)はすべて市民参加を行っていた。
- ・条例第6条に該当しないが市民参加を行っていた事業が316件あり、条例で規定されていない事業でも積極的に市民参加を行っていることがうかがえる。
- ・複数の手法を組み合わせ実施している事業や、説明会などを対象を変えて複数回実施している事業もあった。
- ・事業と市民参加の手法のマッチングについては、ほとんどの案件が「適した手法であった」との回答だったが、「次回に向けて改善の余地あり」としている案件が13件あった。

事業全体について

1. 市民参加条例第6条に該当する事業における市民参加の実施の有無 (1つを選択)

趣旨: 市民参加条例に該当するが、市民参加を実施しなかった事業数の把握

項目	H24	H23
1. 実施なし	0	0
2. 実施あり	76	77
合計	76	77

・市民参加条例第6条に該当する事業(76事業)すべてにおいて、市民参加を取り入れていた。

2. 市民参加の手法はどのようなものか (複数回答)

趣旨: 市民参加の手法の導入状況及び新たな取組み実施の確認

項目	H24	H23
1. パブリックコメント手続	18	11
2. 審議会等	55	39
3. 市民会議	2	5
4. ワークショップ	7	6
5. 公聴会、説明会	25	4
6. アンケート調査 聞き取り調査	18	20
7. その他	267	11
合計	392	96

・「審議会等」の採用(55件)がもっとも多く、次いで「公聴会、説明会」(25件)が続いていた。
・「その他」は市民活動支援センター運営や各種講座の委託事業、喫煙マナーアップキャンペーンなどのイベント実施に伴うボランティアなどであった。

※事業数 308 77

3. 事業と採用した市民参加手法のマッチング (1つを選択)

趣旨: 事業に応じた適切な市民参加手法について検討する資料とする

項目	H24	H23
1. 適していた	295	76
2. おおむね適していたが 検討の余地あり	13	0
3. 適していなかった	0	1
合計	308	77

・295件(95.8%)の事業において、「適していた」との回答だった。
・「適していなかった」との回答はなかった。

1.パブリックコメント手続きについて

1.【パブコメ】周知の方法（複数回答）

趣旨：意見を募るための周知方法の確認

項目	H24	H23
1. 広報	18	10
2. ホームページ	18	10
3. ポスター掲示・チラシ配付	10	5
4. 町会などへの回覧依頼	0	2
5. 個別郵送	0	0
6. その他	7	5
合計	53	32

※事業数 18 11

・広報・ホームページでの周知はすべての事業において行われているほか、事業に応じた周知方法も採用されていた。

「その他」の方法

・市民部各事務所、市民センター、図書館、所管窓口での掲出のほか、事業内容に応じて保健福祉センター、消費生活センターといった関連窓口での掲出を行い事業に関心のある市民の目に留まるよう工夫した。

・市民に気軽に目を通してもらえるように本編のほかに概要版を作成した。

・外国人に関連する事業であるため、日本語以外に4か国語で概要版を作成、国際協会、外国人向け情報誌等でも周知をはかることで、外国人の目に

2.【パブコメ】周知・公募期間（1つを選択）

趣旨：公募や意見募集期間の確認

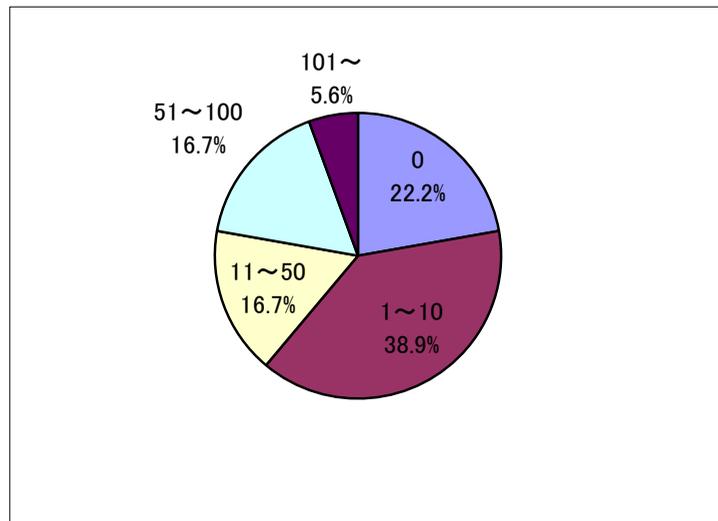
項目	H24	H23
1. 30日以上	18	11
2. 30日未満	0	0
合計	18	11

・すべての事業で条例に定める「30日以上」の公募期間を設定していた。

3. 【パブコメ】寄せられたコメントの数（1つを選択）

趣旨：寄せられたコメントの数を把握し、今後の基礎資料とするもの

項目	H24	H23
0	4	1
1～10	7	0
11～50	3	7
51～100	3	2
101～	1	1
合計	18	11



- ・もっとも多くのコメントが寄せられたのは、「ごみ処理基本計画」(117件)であった。
- ・意見が寄せられなかった事業は、「食品監視指導計画の策定」、地方分権一括法により権限移譲されたことによる「条例の制定に関するもの」(3事業)であった。これらは国や都からの権限移譲により市の事業となるものであった。

4. 【パブコメ】意見を提出した人数（1つを選択）

趣旨：人数を把握し、今後の基礎資料とするもの

項目	H24	H23
0	4	1
1～10	10	4
11～50	4	6
51～	0	0
合計	18	11

- ・11人以上の方から意見が提出されたのは、「ごみ処理基本計画」(29人)、「新基本計画」(19人)、「新基本構想」(14人)、「第二次特別支援教育推進計画」(11人)の4件であった。

5. 【パブコメ】市民意見の公開（1つを選択）

趣旨：市民参加条例が正しく運用されていることの確認

項目	H24	H23
1. 公開している	16	11
2. 公開していない	2	0
合計	18	11

・公開している事業(16件)は、意見があった事業(14件)と意見がなかった事業(2件)であり、公開していない事業(2件)は、意見が無かった事業であった。

6. 【パブコメ】市民意見の検討結果の公開（1つを選択）

趣旨：市民参加条例が正しく運用されていることの確認

項目	H24	H23
1. 公開している	16	11
2. 公開していない	2	0
合計	18	11

・公開している事業(16件)は、意見があった事業(14件)と意見がなかった事業(2件)であり、公開していない事業(2件)は、意見が無かった事業であった。

7. 【パブコメ】課題として寄せられた意見（自由記述）

趣旨：実施における課題を把握することで、条例の運用改善に向けた方策を検討する基礎資料とする

- ・周知の主な方法は、広報とインターネットだが、読者は限られており、これからの八王子を担っていく若い世代に広報できる手段があると、なお良いのではないか。
- ・より多くの方に意見をいただける方策の検討。
- ・パブリックコメントにかけた素案は数十ページに及ぶため、ホームページでの閲覧、参考図書への配備だけでなく、気軽に手に取り、熟考できる機会を検討する必要がある。
- ・意見が少ない。
- ・素案の持ち帰りを希望する市民への対応。

8. 【パブコメ】所管としての評価（1つを選択）

趣旨：市民参加が事業実施に効果的であったか、所管の評価や考え方を確認する

項目	H24	H23
1. 非常に効果的であった	3	2
2. 効果的であった	6	8
3. 効果に乏しかった	8	0
4. 効果は殆どなかった	1	1
5. その他	0	0
合計	18	11

それぞれの評価の理由

1. 非常に効果的であった

- ・プラン策定に当たり、貴重な意見を頂けた。
- ・5名12件の意見が寄せられ、うち1件を採用することができた。
- ・計画に反映できた。

2. 効果的であった

- ・より多くの市民の方から意見をいただくことができたが、もう少し多くの方から意見をいただけると、なお良かった。
- ・意見を寄せてくれた人数は少なかったが、参考となる意見が寄せられた。
- ・計画策定にあたっての参考意見を聞くことができた。
- ・社会的な関心が高い問題のため、広く意見を伺うことで条例制定後の周知方法や指導方法について参考とすることができた。

3. 効果に乏しかった

- ・寄せられた意見が少なく、計画全体における意見が集まったとは言えない。
- ・パブリックコメントの案件以外に対する意見がほとんどであった。
- ・市民生活に直接係わることではなかったせいか、パブリックコメントを実施しても、企業以外の一般市民からの意見を得られなかった。

9. 【パブコメ】工夫した点について（自由記入）

趣旨：ノウハウを集積し今後の改善につなげる

- ・配布用に簡単な要旨を示した概要版を作成し、市民への周知を図った。
- ・健康福祉に関する他の計画と一緒に募集を行った。
- ・閲覧先を多く設定。
- ・計画の分かりやすさ。
- ・パブリックコメントのタイミングと意見の反映の仕方。

2. 審議会等について

1. 【審議会等】会議録の閲覧（1つを選択）

趣旨：市民参加条例が正しく運用されているかの確認

項目	H24	H23
1. 閲覧可能	51	38
2. 閲覧不可能	4	1
合計	55	39

- ・条例第9条に該当するものについては、すべて閲覧可能であった。
- ・閲覧不可能な4件は、個人情報に関するものが2件、公表により事業に支障をきたすものが2件であった。

2. 【審議会等】開催日時等の事前公表（1つを選択）

趣旨：市民参加条例が正しく運用されているかの確認

項目	H24	H23
1. 公表している	42	38
2. 公表していない	13	1
合計	55	39

- ・条例第9条に該当するものについては、すべて公表されていた。
- ・公表していない審議会は、個人情報保護のため非公開のもの、公開することで事業に支障をきたすもの、出席対象者が限られるもののいずれかであった。

3. 【審議会等】課題として寄せられた意見(自由記述)

趣旨：実施における課題を把握することで、条例の運用改善に向けた方策を検討する基礎資料とする

- ・現状認識を行ったうえで本市の行財政改革の審議が行うことができるよう、十分な情報提供を行うこと。
- ・委員が評価を行う上で事業内容を十分に把握できるような情報提供が必要である。
- ・事業見直しに有効な評価を受けるため、評価を行う委員の構成や選出方法について、検討が必要である。
- ・様々な専門分野からの委員で構成される協議会であるため、市民からの意見がなかなか出にくい。
- ・応募者の年齢、性別に偏りがある（女性が少ない）こと。

4. 【審議会等】所管としての評価（1つを選択）

趣旨：市民参加が事業実施に効果的であったか、所管の評価や考え方を確認する

項目	H24	H23
1. 非常に効果的であった	23	12
2. 効果的であった	31	26
3. 効果に乏しかった	1	0
4. 効果は殆どなかった	0	0
5. その他	0	1
合計	55	39

・多くの所管が効果が高いと認識しており、非常に効果的であったと答えた所管が増加した。

それぞれの評価の理由

1. 非常に効果的であった

- ・素案から原案への反映状況を様々な立場から確認していただくことができたことは大変良かった。
- ・審議会での議論を通じ、市の市民参加の現状や課題が見えた。また、市のみでは気づかない意見も出されて、今後の市民参加のあり方を考えるうえで大変参考になった。
- ・専門的な知識と市民目線から計画の内容の検討を進めることができた。
- ・計画事業について、地域で活動する市民目線での評価を頂戴することができた。
- ・行政の机上の計画ではなく、市民意見を反映した本市の実情、実態に即した計画を策定することができた。
- ・個別課題から政策課題まで多岐にわたる検討を加えられた。
- ・長期間、地元の賛同を得られず保留となっていた事案の方向性を決めることができた。
- ・地元町会と良好な関係を維持するために必要である。
- ・市民目線での議論は審議会において求められているものの一つであり効果的であった。

2. 効果的であった

- ・委員が効果的な事業実施のあり方について発言し、積極的な議論が交わされることにより、専門家及び市民視点からの事業評価につながった。
- ・委員相互の活発な意見交換、積極的な議論により、計画の実施状況について評価・検証をするうえでの貴重な意見をうかがうことができた。
- ・外部の視点から意見をいただき、計画の中で新たに着眼するべき点や重視するべき点を認識できた。
- ・立場が異なる人の提言内容を聞くことは重要であるが、一方でまとめることが大変であった。
- ・それぞれの立場からの意見を聴取することができた。
- ・本市で活動し、又は生活する者の立場からの意見等を積極的にいただき、学識経験者の委員のみではできない議論を行えた。

3. 効果に乏しかった

- ・事業全体に対する意見をもらう場であるが、実際は特定の業務のみの意見に終始していた。

5. 【審議会等】工夫した点について（自由記述）

趣旨:ノウハウを集積し今後の改善につなげる

- ・資料作成に際しては、市民にとってわかりやすいものとなるよう心掛けた。
- ・開催を平日の夜間に設定するなど、委員や傍聴者が出席しやすいよう配慮した。
- ・学識経験者はもちろん、市民団体の長など、選出区分について配慮した。
- ・委員が短時間で充実した議論・評価を行えるよう、資料作成や担当所管課への事前質問を受け付けるなど、委員の事業理解の向上を図った。
- ・バランスのとれた委員構成となるよう留意した。
- ・計画策定に関わった方がそのまま協議会委員として継続しており、策定から進行管理まで、長期的かつ一貫した議論が可能となった。
- ・専門的な話でも理解していただけるよう、講演など勉強の機会を持った。
- ・検討委員会で使用する資料や検討内容を事前に配布し、当日意見をいただけるようにした。
- ・様々な分野の委員を選出し、意見が偏らないよう配慮した。
- ・市民委員の選考にあたっては、男女比率、年齢構成、居住地域の均衡を勘案することとしている。

3.市民会議について

1. 【市民会議】市民参加の対象となる地域・区域（複数回答）

趣旨：参加者の公募範囲の確認

項目	H24	H23
1. 市外を含む市全域	0	1
2. 市全域	1	3
3. 『ゆめおりプラン』の 6地域単位	0	1
4. 個別計画による地域	0	0
5. 小・中学区域	0	0
6. 町会単位	1	0
7. 利用者が対象	0	0
8. その他の地域・区域	0	0
合計	2	5

・平成24年度は事業数が減少し、市全域及び町会単位が各1件であった。

※事業数 2 5

2. 【市民会議】対象となる市民の年齢（1つを選択）

趣旨：対象となる年齢層の確認

項目	H24	H23
1. 年齢制限は設けていない	2	3
2. 18歳以上	0	2
3. その他	0	0
合計	2	5

・対象となる市民の年齢に制限は設けていなかった。

3. 【市民会議】周知の方法（複数回答）

趣旨：参加者を募るための周知方法の確認

項目	H24	H23
1. 広報	1	5
2. ホームページ	0	4
3. ポスター掲示・チラシ配付	0	4
4. 町会などへの回覧依頼	0	0
5. 個別郵送	0	0
6. その他	2	2
7. 公募なし	0	0
合計	3	15

・その他では対象団体に直接周知していた。

※事業数 2 5

4. 【市民会議】選考について（複数回答）

趣旨: 公募の選考方法の確認

項目	H24	H23
1. 論文等	0	3
2. 面接	1	1
3. 選考は行っていない	1	1
4. その他	0	0
合計	2	5

・選考方法は論文と面接により実施した。

※事業数 2 5

5. 【市民会議】課題について

課題として寄せられた意見は特になかった。

6. 【市民会議】所管としての評価（1つを選択）

目的: 市民参加が事業実施に効果的であったか、所管の評価や考え方の確認

項目	H24	H23
1. 非常に効果的であった	1	1
2. 効果的であった	0	3
3. 効果に乏しかった	1	1
4. 効果は殆どなかった	0	0
5. その他	0	0
合計	2	5

それぞれの評価の理由

1. 非常に効果的であった

・企画や運営の中で広く市民の意見を取り入れられた。

3. 効果に乏しかった

・事業の進捗に対し、会議の実施時期が早すぎた。

4.ワークショップについて

1. 【ワークショップ】市民参加の対象となる地域・区域（複数回答）

趣旨:参加者の公募範囲の確認

項目	H24	H23
1. 市外を含む市全域	2	3
2. 市全域	6	4
3. 『ゆめおりプラン』の 6地域単位	0	0
4. 個別計画による地域	0	0
5. 小・中学区域	0	0
6. 町会単位	0	0
7. 利用者が対象	0	0
8. その他の地域・区域	0	0
合計	8	7

※事業数 7 6

- ・「市全域」という回答が多い。
- ・両方を選択した所管は対象者により使い分けていた。

2. 【ワークショップ】対象となる市民の年齢（1つを選択）

趣旨:対象となる年齢層の確認

項目	H24	H23
1. 年齢制限は設けていない	3	4
2. 18歳以上	2	1
3. その他	2	1
合計	7	6

- ・その他は「子どもミーティング」「伝統文化ふれあい事業」であり、事業に応じた年齢設定を行っていた。

3. 【ワークショップ】周知の方法（複数回答）

趣旨:参加者を募るための周知方法の確認

項目	H24	H23
1. 広報	5	5
2. ホームページ	4	4
3. ポスター掲示・チラシ配付	4	4
4. 町会などへの回覧依頼	1	0
5. 個別郵送	1	0
6. その他	5	2
合計	20	15

※事業数 7 6

- ・広報、HP、ポスター・チラシによるものが多かった。
- ・「その他」では、小中学校や関係者に周知依頼したものであった。

4. 【ワークショップ】選考について（複数回答）

目的: 公募の選考方法を確認するもの

項目	H24	H23
1. 論文	2	2
2. 面接	2	1
3. 選考は行っていない	1	4
4. その他	2	0
合計	7	7

※事業数 7 6

・事業に応じた方法を採用していた。

5. 【ワークショップ】課題について（複数回答）

- ・事務局の負担が大きい。
- ・地区により参加者が偏っている。
- ・まちづくり意識の啓発には寄与しているものの、参加者自らの地区で条例を活用するきっかけには至っていない。
- ・参加者から、「テーマが漠然としていた」「傍聴者が少ない」という意見が寄せられた。

6. 【ワークショップ】所管としての評価（1つを選択）

趣旨: 市民参加が事業実施に効果的であったか、所管の評価や考え方の確認

項目	H24	H23
1. 非常に効果的であった	2	4
2. 効果的であった	5	2
3. 効果に乏しかった	0	0
4. 効果は殆どなかった	0	0
5. その他	0	0
合計	7	6

・すべての所管が「非常に効果的」または「効果的であった」と回答した。

それぞれの評価の理由

1. 非常に効果的であった

- ・学生が参加することにより、子どもに近い立場でのサポートが可能となり、子どもの主体的な参加や意見発表を促すことができた。
- ・「熟議」という手法を用い、テーマについて、参加者が当事者としてより深く掘り下げた議論ができ、そのことが、傍聴者にとっても、課題の深い理解と当事者意識の向上につながった。

2. 効果的であった

- ・子ども支援という共通の目的を持つ者同士がつながり、子ども支援ネットワークの強化と子ども支援の大切さを再認識し、共有することができた。
- ・参加者のアンケートから肯定的な評価をいただいた。

7. 【ワークショップ】工夫した点について（自由記入）

趣旨:ノウハウを集積し今後の改善につなげる

- ・若い人に知ってもらうために、市内の小中学校及び大学に講師を派遣した。
- ・協議会の自立性の確保、協議会の開催時期や時間など。
- ・在学・在住を条件に、広く学生を募集。児童館でのボランティアや研修により、子どもに関わるスキルを向上させた。
- ・開催日程及び議論のテーマ設定を工夫した。
- ・テーマについて、参加者が「熟慮」と「討議」を重ねて行う「熟議」という手法を用いて実施したことで、シンポジウムと異なり、テーマについてより深い議論を行うことができた。

5.公聴会・説明会について

1. 【公聴会・説明会】市民参加の対象となる地域・区域（複数回答）

趣旨：参加者の公募範囲の確認

項目	H24	H23
1. 市外を含む市全域	1	0
2. 市全域	2	3
3. 『ゆめおりプラン』の 6地域単位	1	0
4. 個別計画による地域	0	0
5. 小・中学区域	0	0
6. 町会単位	2	1
7. 利用者が対象	0	0
8. その他の地域・区域	19	0
合計	25	4

・「その他の地域・区域」(19件)が最も多く、事業に合わせて個別に範囲を決定していた。

※事業数 25 4

2. 【公聴会・説明会】対象となる市民の年齢（1つを選択）

趣旨：対象となる年齢層の確認

項目	H24	H23
1. 年齢制限は設けていない	25	4
2. 18歳以上	0	0
3. その他	0	0
合計	25	4

・全ての事業において、年齢制限は設けていなかった。

3. 【公聴会・説明会】周知の方法（複数回答）

趣旨：参加者を募るための周知方法の確認

項目	H24	H23
1. 広報	3	2
2. ホームページ	22	2
3. ポスター掲示・チラシ配付	3	2
4. 町会などへの回覧依頼	5	3
5. 個別郵送	0	0
6. その他	20	1
合計	53	10

※事業数 25 4

・「ホームページ」(22件)が最も多く、次いで「その他」(20件)であった。
 ・「その他」では事業に応じた方法で個別に周知を行っていた。

4. 【公聴会・説明会】周知・公募期間（1つを選択）

趣旨：公募や意見募集の期間の確認

項目	H24	H23
1. 1週間程度	0	0
2. 2週間程度	24	3
3. 1ヶ月程度	1	1
4. 1.5ヶ月程度	0	0
5. 2ヶ月程度	0	0
6. 3ヶ月以上	0	0
合計	25	4

・2週間程度の周知期間を設けている事業がほとんどであった。

5. 【公聴会・説明会】寄せられた意見の公開（1つを選択）

趣旨：寄せられた市民意見が公開されているかの確認

項目	H24	H23
1. 公開している	5	1
2. 公開していない	20	3
	25	4

・公開していない理由としては、「団体の種別に合わせて説明内容を変更しており、個別の意見を公開することはない」、「共通の意見については、ホームページでの説明やQAに反映し説明している」などであった。

6. 【公聴会・説明会】課題について（複数回答）

趣旨：実施における課題を把握することで、条例の運用改善に向けた方策を検討する基礎資料とする

- ・より多様な年代の参加及び意見徴収。
- ・難しいテーマなので、より広く、詳しく、わかりやすく周知を図る必要がある。

7. 【公聴会・説明会】所管としての評価（1つを選択）

趣旨：市民参加が事業実施に効果的であったか、所管の評価や考え方の確認

項目	H24	H23
1. 非常に効果的であった	21	2
2. 効果的であった	4	2
3. 効果に乏しかった	0	0
4. 効果は殆どなかった	0	0
5. その他	0	0
合計	25	4

・「非常に効果的であった」が最も多かった。

評価の理由

非常に効果的であった

- ・市民が直接市政に対し意見提案ができる制度であり市民参加の手法として優れている。
- ・直接、説明・質疑応答を行うことで、市民の理解度を肌で感じる事ができた。

8. 【公聴会・説明会】工夫した点について（自由記入）

趣旨：ノウハウを集積し今後の改善につなげる

- ・市広報・ホームページの掲載のほか、各町会へ周知をはかるチラシ・ポスターを配布した。
- ・参加者の理解が深まるよう、各団体の活動内容に合わせた分かりやすい説明を行った。

6. アンケート調査などについて

1. 【アンケート・聞き取り】対象となる地域・区域（複数回答）

趣旨：調査範囲の確認

項目	H24	H23
1. 市外を含む市全域	1	2
2. 市全域	11	15
3. 『ゆめおりプラン』の 6地域単位	0	1
4. 個別計画による地域	0	1
5. 小・中学区域	0	0
6. 町会単位	2	2
7. 利用者が対象	1	3
8. その他の地域・区域	3	2
合計	18	26

・「市全域」を対象としている事業が最も多く、それぞれ事業に応じた範囲を設定していた。
・「その他」はイベントへの参加者等であった。

※事業数 18 20

2. 【アンケート・聞き取り】対象となる市民の年齢（1つを選択）

趣旨：対象となる年齢層の確認

項目	H24	H23
1. 年齢制限は設けていない	4	7
2. 18歳以上	6	7
3. その他	8	9
合計	18	23

・事業に応じた年齢層を設定していた。

3. 【アンケート・聞き取り】実施の方法（複数回答）

趣旨：送付等の方法を確認し、今後の参考資料とする

項目	H24	H23
1. 個別面接	1	2
2. 訪問し調査票を渡した うえで後日回収	0	1
3. 郵送	13	14
4. 電話	1	1
5. 対象者を会場に集め その場で記入	0	0
6. その他	8	11
合計	23	29

・「郵送」(13件)が最も多かった。
・「その他」ではFAX, Eメールや対象者の用紙を手渡しするなど、事業に応じた方法を選択していた。

※事業数 18 23

4. 【アンケート・聞き取り】寄せられた意見の公開（1つを選択）

趣旨：寄せられた市民意見が公開されているかの確認

項目	H24	H23
1. 公開している	13	16
2. 公開していない	5	7
合計	18	23

・公開していない理由は「個人を特定できるため」や「制度検討の途中であるため」「特定の民間施設に関する事なので公表はしていないが、対象施設に伝えた」など。

5. 【アンケート・聞き取り】課題について（複数回答）

趣旨：実施における課題を把握することで、条例の運用改善に向けた方策を検討する基礎資料とする

- ・特に若年層において、回収率が低下する傾向がある。全体の回収率を上げつつ、全ての年代においてまんべんなく回答して頂くための工夫が必要である。
- ・より多様な年代及び未経験者の参加を増やすこと。
- ・設問構成について、設問数が多いため回答者の負担が大きく、回答結果に影響を及ぼす恐れがある。また、市民生活に身近でない施策の設問は「わからない」の回答が多いなど、施策ごとの設問作成に課題がある。
- ・調査結果の活用面では、施策評価への掲載に留まり、調査に係るコストや業務量に見合う有効な活用が図られているとは言い難いため、分析や活用方法の検討が必要である。
- ・市域が広く、関係施設数も約300と多いため、地域や施設によって温度差があり、ニーズも様々であると考えられる。一般論に終始せず、細やかな地域ごとの連携ができるようしくみ作りが課題。

6. 【アンケート・聞き取り】所管としての評価（1つを選択）

趣旨：市民参加が事業実施に効果的であったか、所管の評価や考え方の確認

項目	H24	H23
1. 非常に効果的であった	6	13
2. 効果的であった	9	9
3. 効果に乏しかった	0	1
4. 効果は殆どなかった	0	0
5. その他	3	0
合計	18	23

・ほとんどの事業が「効果的」と評価した。

それぞれの評価の理由

1.非常に効果的であった

- ・人口減少社会に関する研究の一環として、八王子市民の定住意向についてのアンケート調査を行ったことで、市内各地域の特性をより明確に把握することができた。また、有効回収数1,574通のうち、86.3%にあたる1,358通から自由記述式の回答を得たことで、市民が居住地域に対して抱いている意識を具体的に知ることができた。
- ・市民の率直な疑問や意見、要望を聞くことができ、それを事業に反映できた。
- ・市民が直接市政に対し意見提案ができる制度であり、市民参加の手法として優れているため。

2.効果的であった

- ・調査結果を所管が施策評価を行う際の資料として活用することにより、評価に市民の視点を盛り込むことができた。
- ・サービス利用状況や保険制度への要望等の把握を行い、基本計画における施策指標の目標設定及び制度運営の基礎資料として活用することができた。
- ・傾向をつかむことができた。
- ・地域特性を把握することができた。

7.【アンケート・聞き取り】工夫した点について（自由記入）

趣旨：ノウハウを集積し今後の改善につなげる

- ・自由記述欄に「※本調査の中心となる問いですので、ご面倒でも何らかのご記入をいただければ幸いです。」と付記する工夫により、自由記述欄の回答率を高めることができた。
- ・より多くの方に応募していただくため、ハガキだけでなく電子申請も行っている。
- ・質問の構成や表現を分かりやすくするよう配慮するとともに、提出を促すハガキを調査期間内に送付した。
- ・市民にとって分かりやすく回答しやすい調査票となるよう、レイアウト等の見直しを行った。
- ・設問数を重要なものに限定した。

八王子市市民参加推進審議会の議事概要と会議資料は、ホームページでご覧いただけます。

ホームページアドレス

<http://www.city.hachioji.tokyo.jp/seisaku/shingikai/18536/index.html>

八王子市市民参加条例の適切な運用について（答申）

平成26年11月18日

八王子市市民参加推進審議会（第3期）

事務局：八王子市総合経営部広聴課

〒192-8501

八王子市元本郷町三丁目24番1号

電話：（042）620-7411（直通）

FAX：（042）620-7322

eメール：hachioji@city.hachioji.tokyo.jp
